

第 13 期 事業報告書

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

石垣空港ターミナル株式会社

目 次

事 業 報 告	1
貸 借 対 照 表	10
損 益 計 算 書	11
株主資本等変動計算書	12
個 別 注 記 表	13
監 査 報 告 書	16

事業報告

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

令和2年度の国内経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、国や各自治体において緊急事態宣言が出されるなど、その影響が社会活動全般に及んだことから企業収益、雇用情勢、個人消費、企業の設備投資は弱い動きとなったものの、主に中国向けの輸出に回復傾向が見られたこともあり、全体としては厳しい状況の中、持ち直しの動きもみられました。

県内経済においては、新型コロナウイルスの影響が、より強く現れました。特に主要産業の一つである観光関連においてその事態は深刻で、長期間にわたり移動制限にも近い自粛要請がなされたことにより旅行需要は大きく減退し、本県への入域観光客数はすべての月において前年同月の実績を下回りました。

県発表の概況値によると、令和2年度における本県入域観光客数は前年度比で688万5,600人、率にして72.7%の減少となる258万3,600人となり、減少数、減少率ともに過去最大を記録しました。

このような状況の中、開港8年目となる当空港における乗降客数は、国内線では前年度実績（約247万8千人）の53%減少となる116万人、国際線では昨年3月以降、就航地からの入国制限措置が継続されたことから前年度実績（約9万4千人）の100%減少となり、内際ともに当施設の供用開始以来、最大の下げ幅となる厳しい結果となりました。

令和2年度における当社の営業成績は前述のコロナ禍の影響もあり、売上高は前年同期比15%減の734,831千円、売上原価は541,878千円（同4.8%減）、販売費及び一般管理費は99,369千円（同3.8%減）、経常利益は63,211千円（同59.6%減）となり、法人税等の税引き後当期純利益は45,206千円（同60.1%減）となりました。

なお、当期は、コロナ禍における乗降客数の大幅減少により、テナントの営業時間短縮や休業を認めたほか、更にはテナントの負担を軽減するために家賃

の減額支援を実施しました。また、国際線関連事業者に対しても家賃の減額支援を、エアラインに対しては一般共用施設使用料の減額による支援を実施しました。

一方、コロナ感染防止対策として、館内出入口や搭乗待合室入口に手指消毒液を設置したほか、館内換気の強化、各所消毒を含む清掃頻度も高めました。また、館内放送や掲示物、ウェブサイトによる感染防止の啓発活動も継続して実施するなど関係機関とも連携しながら、蔓延防止に努めました。更に、入居テナントに対しては感染防止対策徹底のお願い、感染または感染が疑われる事態となった際の対処方法に関する情報提供など、施設機能の停止を防ぐ取り組みも継続しました。

(2) 設備投資等の状況

- ①国際線旅客施設増改築整備費用 488,585 千円
- ②国内線到着手荷物受取所改修費用 48,800 千円
- ③屋外喫煙所分煙パーティション設置 3,640 千円
- ④ウェブサイトリニューアル 3,233 千円
- ※1 上記金額は当年度発生額です。
- ※2 ①は消費税込み、その他は消費税抜きの金額です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区分	第11期	第12期	第13期 (当事業年度)
売上高	859,581 千円	864,619 千円	734,831 千円
当期純利益	136,699 千円	113,411 千円	45,206 千円
1株当たり当期純利益	4,068 円	3,375 円	1,345 円
総資産	5,250,437 千円	5,135,141 千円	5,227,737 千円
純資産	2,200,016 千円	2,313,427 千円	2,358,634 千円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

令和3年度の国内経済は、多方面に多大な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症への対応策として注目されるワクチン接種が本格化し、その効果の発現に伴う回復基調が期待されます。

県内経済は、建設関連及び消費関連においては、先行きの不透明感から引き続き弱い動きとなることが予想されます。一方、コロナ禍において最も大きな打撃を受けている観光関連では、ワクチン接種の範囲拡大により人の動きが回復して入域観光客数は前年を上回るものと見込まれます。

このような経済状況の中、開港9年目を迎える当社としては、日々変化する航空需要に注視しつつ、サービスの質の維持・向上と経営基盤の一層の強化を図るべく、以下の主要課題に取り組んでまいります。

① 国内線旅客施設の課題整理と整備の実施について

現施設の抱える課題のうち早期に対処可能な整備を一通り終え、残す主要課題は、繁忙期における南側チェックインロビーの混雑緩和対策となりました。しかし現状コロナ禍は収束しておらず、設備投資の判断が困難な状況であることから、国内旅行客の回復状況をみて実施時期を探ることで関係者と認識を共有しております。

また、中長期的な課題に対しても関係各者との共通認識に立った効果的な施設整備となるよう検討を進めます。

② 国際線旅客施設の増改築整備について

国際線旅客施設の利便性の向上及び機能強化を目的とする補助整備事業は令和3年度中の供用開始に向け建設工事は概ね良好に進捗しております。

今後は、整備・運営費補助金の詳細についての県市との調整、CIQ官署との賃料協議、収益区画の入居者誘致等を進めます。

③ 事業継続計画の策定について

令和元年度から着手していた事業継続計画は令和2年度に策定されました。今後は、同計画に基づく訓練等を実施し、実効性を高めるため継続的な改善に努めます。

④ 石垣一波照間・多良間路線の就航について

県内離島での定期航空路線に実績のある事業者による同路線の就航計画についての報道等があることから、関係機関と情報交換を密にし、適切な対応がとれるよう動向を注視します。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応について

郡外からの旅客の大部分が利用する空港施設の管理運営者として、地域及び利用者の信頼を得られるよう関係各所と協力し、引き続き感染拡大防止に努めます。

(6) 従業員の状況 (令和3年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
8名	0名

(注) 正職員8名

(7) 借入先及び借入額 (令和3年3月31日現在)

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式数
沖縄振興開発金融公庫	1,718,424,000円	10,600株
沖縄県 (ふるさと融資)	502,106,000円	8,400株

2. 株式に関する事項（令和3年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000 株

(2) 発行済株式の総数 33,600 株

(3) 株主数 17 名

(4) 株主の状況

	株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
1	沖縄振興開発金融公庫	10,600 株	31.55%
2	沖縄県	8,400 株	25.00%
3	石垣市	5,200 株	15.48%
4	日本トランスオーシャン航空株式会社	1,400 株	4.17%
5	ANA ホールディングス株式会社	1,400 株	4.17%
6	那覇空港ビルディング株式会社	800 株	2.38%
7	沖縄電力株式会社	700 株	2.08%
8	株式会社琉球銀行	700 株	2.08%
9	株式会社沖縄銀行	700 株	2.08%
10	株式会社沖縄海邦銀行	700 株	2.08%
11	オリオンビール株式会社	700 株	2.08%
12	沖縄セルラー電話株式会社	700 株	2.08%
13	竹富町	600 株	1.78%
14	大同火災海上保険株式会社	400 株	1.19%
15	石垣市商工会	200 株	0.60%
16	一般社団法人石垣市観光交流協会	200 株	0.60%
17	与那国町	200 株	0.60%
	合 計	33,600 株	100.00%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(令和3年3月31日現在)

地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況
代表取締役専務	池田 克紀	
取締役	中山 義隆	石垣市長
取締役	東川平 靖	那覇空港ビルディング(株)取締役専務
取締役	高橋 秀明	(一社)石垣市観光交流協会副会長
取締役	前谷 哲郎	ANA あきんど(株)顧問
取締役	喜納 健	日本トランスオーシャン航空(株)取締役執行役員
常勤監査役	明原 秀利	

(注) 1. 取締役 東川平靖・高橋秀明・前谷哲郎・喜納健の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(2) 当事業年度における役員の異動

第12期定時株主総会において、取締役全員が任期満了により改選され、新任として池田克紀、東川平靖、高橋秀明、再任として黒嶋克史、上原国定、中山義隆、前谷哲郎、喜納健が選任され就任し、同日開催の取締役会において、代表取締役社長に黒嶋克史、代表取締役専務に池田克紀が選定され就任いたしました。

代表取締役社長 黒嶋克史氏は、令和2年12月9日逝去され、同日をもって退任いたしました。

取締役 上原国定氏は、令和3年3月31日をもって辞任いたしました。

(3) 当事業年度における役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
取締役	4名	9,584千円
社外取締役	6名	480千円
監査役	1名	6,852千円
合計	11名	16,916千円

(4) 会社役員の報酬等の算定方法

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定めております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

- ・公認会計士 田里友治
- ・公認会計士 賀数紀之

(2) 会計監査人が業務停止を受け、その停止期間を経過しない者であるときの、その処分に係る事項

- ・該当事項はありません。

(3) 会計監査人が過去2年間に業務停止を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

- ・該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人は、法令・定款及び社会規範の遵守を常に心がけ、以下の行動指針に従って職務の執行にあたる。
 - 地域と共に繁栄する会社になること
 - 地域から信頼される会社になること
 - 空港ターミナルビルを利用するお客様に信頼・支持される施設・商品・サービスを提供すること
 - 社内コミュニケーションの醸成に努め、会社の使命を共有化すること
 - ② 意思決定及び職務執行に係る諸規程を定め、相互牽制が機能する体制を構築する。
 - ③ 監査役を設置し、取締役の職務執行について法令等に基づき監査する。
 - ④ 使用人に対し、適宜コンプライアンスに関する研修を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 株主総会議事録、取締役会議事録等の法令文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報を、法令及び社内関係諸規程の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。
 - ② 前項の文書及び情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状況で管理する。
 - ③ 法令等に定める開示事項は、適時適切な開示に努める。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会は企業の継続性確保のためリスク管理体制の構築及び推進を行い、リスクの把握と予防及び改善に努める。
 - ② 管理職は、自部門の管理体制を適宜整備・改善するとともに、必要に応じてその状況を取締役会及び監査役へ報告する。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会は、「経営の意思決定および監督機能」を担い、役付取締役は重要業務に係る「業務執行機能」を担う。
 - ② 取締役会は、3ヶ月に1回の定例取締役会、また必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営事項の審議及び決定を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。

- ③ 役付取締役は、取締役会に業務執行状況を報告するとともに、当該業務執行に関する他の取締役の意見を聴取する。
- ④ 役付取締役は、取締役会付議事項の審議決定を行い、取締役会が決議した事項並びにその他業務の執行について、社内規程に基づき使用人に指示命令を行う。
- ⑤ 業務執行を担当する取締役の職務執行の効率化を図るため、合理的な職務分掌を定める。

(5) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

- ① 監査役は、取締役会、社内定例会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。
- ② 役付取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告する。なお、報告を行った使用人への不利益な取り扱いを行わない。
 - 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
 - その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、役付取締役との間で適宜意見交換会を行う。
- ② 監査役は、会計監査人との間でも情報交換等の連携を図る。

(7) 上記基本方針の適正運用に関する取り組み

- ① 役付取締役は、使用人の業務執行状況について定例または臨時の社内会議等において報告を受け、内容を検証し、指導助言を行っております。
- ② 監査役監査等の実効性を高めるため、役付取締役及び使用人は、常に正確な情報開示を意識して文書を管理し、適宜の報告に努めております。
- ③ 意思決定または業務執行における取締役会および役付取締役の権限の妥当性を検証するため、重要な会議には監査役の出席を要請しております。

貸借対照表

令和 3年 3月31日 現在

石垣空港ターミナル株式会社

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,160,350,827	【流動負債】	856,127,330
現金及び預金	1,101,980,307	1年以内返済長期借入金	274,620,000
売掛金	38,812,432	未払金	26,603,876
貯蔵品	6,088,821	未払費用	15,384,073
前払費用	1,086,283	未払法人税等	5,217,200
未収金	5,221,984	未払消費税等	4,504,200
未収還付法人税等	7,161,000	預り金	1,860,410
		前受金	17,869,071
		賞与引当金	3,319,500
		圧縮未決算特別勘定	506,749,000
【固定資産】	4,067,386,866	【固定負債】	2,012,975,892
(有形固定資産)	4,049,323,157	長期借入金	1,945,910,000
建物	3,233,924,562	敷金預り金	51,805,242
構築物	32,197,003	退職給付引当金	13,006,000
機械及び装置	168,258,270	役員退職慰労金引当金	2,254,650
車両運搬具	3		
工具、器具及び備品	14,371,260	負債合計	2,869,103,222
建設仮勘定	600,572,059	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	3,213,858	【株主資本】	2,358,634,471
ソフトウェア	3,213,858	資本金	1,680,000,000
(投資その他の資産)	14,849,851	利益剰余金	678,634,471
差入保証金	256,640	その他利益剰余金	678,634,471
共同施設負担金	6,823,370	施設機能維持積立金	231,000,000
繰延税金資産	7,053,174	建設積立金	200,000,000
長期前払費用	716,667	繰越利益剰余金	247,634,471
		純資産合計	2,358,634,471
資産合計	5,227,737,693	負債及び純資産合計	5,227,737,693

損益計算書

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月31日

石垣空港ターミナル株式会社

(単位: 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
賃貸料収入	724,546,913	
付帯事業収入	30,002,134	
売上値引・戻り高(△)	△ 19,717,918	
売上高合計		734,831,129
【売上原価】		
不動産賃貸原価	541,878,349	
合計	541,878,349	
売上原価		541,878,349
売上総利益		192,952,780
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		99,369,320
営業利益		93,583,460
【営業外収益】		
受取利息	168,701	
受取手数料	1,530,915	
雑収入	1,925,879	
営業外収益合計		3,625,495
【営業外費用】		
支払利息	33,995,952	
雑損失	1,818	
営業外費用合計		33,997,770
経常利益		63,211,185
【特別利益】		
補助金収入	4,900,713	
圧縮未決算特別勘定取崩額	27,912,000	
保険金収入	220,000	
特別利益合計		33,032,713
【特別損失】		
役員退職慰労金	187,800	
固定資産除却損	2,368,879	
固定資産圧縮損	27,912,000	
特別損失合計		30,468,679
税引前当期純利益		65,775,219
法人税、住民税及び事業税		17,835,832
法人税等調整額		2,732,870
当期純利益		45,206,517

株主資本等変動計算書

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

(単位: 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		1,680,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		1,680,000,000
利 益 剰 余 金			
その他利益剰余金			
施設機能維持積立金	当期首残高		200,000,000
	当期変動額	積立金の積立	50,000,000
		積立金の取崩	△ 19,000,000
	当期末残高		231,000,000
建設積立金	当期首残高		160,000,000
	当期変動額	積立金の積立	40,000,000
	当期末残高		200,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高		273,427,954
	当期変動額	積立金の積立	△ 90,000,000
		積立金の取崩	19,000,000
		当期純利益額	45,206,517
	当期末残高		247,634,471
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		633,427,954
	当期変動額		45,206,517
	当期末残高		678,634,471
株 主 資 本 合 計	当期首残高		2,313,427,954
	当期変動額		45,206,517
	当期末残高		2,358,634,471
純 資 産 合 計	当期首残高		2,313,427,954
	当期変動額		45,206,517
	当期末残高		2,358,634,471

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は、定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、期末現在の従業員に対する支給対象期間の支給見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職に備えるため、内規に基づき期末要支給見込額を計上しております。

(3)役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

<貸借対照表に関する注記>

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物 3,233,924,557 円

②担保に係る債務

1年以内返済長期借入金 190,936,000 円

長期借入金 1,527,488,000 円

合計 1,718,424,000 円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 1,805,615,294 円

(3)有形固定資産の圧縮記帳累計額 374,853,100 円

<損益計算書に関する注記>

1.該当事項はありません。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

(1)発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	33,600株	-	-	33,600株

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因

(単位:円)

繰延税金資産

賞与引当金繰入額	992,530
未払事業税	1,268,059
未払費用否認額	153,902
貯蔵品	4,888
減価償却超過額	92,593
繰延資産償却超過額	5,312
一括償却資産損金算入限度超過額	308,434
退職給付費用	3,888,794
役員退職慰労金引当金	674,140
【繰延税金資産合計】	7,388,652

繰延税金負債

未収還付事業税	335,478
【繰延税金負債合計】	335,478
【繰延税金資産(負債)の純額】	7,053,174

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は事業計画に照らして、必要な資金運用については、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、余剰資金の運用は安全性及び随時換金性を重視した運用に限定しています。なお、当社はデリバティブ取引について実績はございません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1)現金及び預金	1,101,980,307	1,101,980,307	-
(2)売掛金	38,812,432	38,812,432	-
負債			
(1)長期借入金 (1年以内返済長期借入金を含む)	2,220,530,000	2,327,095,841	106,565,841

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産について

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債について

(1)長期借入金

長期借入金の時価については、元金利率の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

< 賃貸等不動産に関する注記 >

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、石垣空港ターミナルビルの一部について、賃貸しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:円)

貸借対照表計上額	時価
3,233,924,562	3,233,924,562

(注1) 上記事項は、賃貸等不動産として使用される部分を含めたターミナルビル全体の建物として表示しております。

(注2) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注3) 当期末の時価は、貸借対照表計上額を時価としております。

< 関連当事者との取引に関する注記 >

(単位:円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	沖縄振興開発 金融公庫	被所有 直接 31.55% 間接 0%	借入	資金の返済	190,936,000	1年以内返済 長期借入金	190,936,000
						長期借入金	1,527,488,000
				利息の支払	33,167,478	未払費用	7,403,347
主要株主	沖縄県	被所有 直接 25.00% 間接 0%	借入	資金の返済	83,684,000	1年以内返済 長期借入金	83,684,000
						長期借入金	418,422,000
			賃借料	土地代	4,765,940	—	—
			補助金	補助金の 受け入れ (国際線整備費)	371,651,000	圧縮未決算 特別勘定	442,089,000
主要株主	石垣市	被所有 直接 15.48% 間接 0%	補助金	補助金の 受け入れ (国際線運営費)	4,900,713	未収金	4,900,713
				補助金の 受け入れ (国際線整備費)	55,206,000	圧縮未決算 特別勘定	64,660,000

< 1株当たり情報に関する注記 >

1株当たり純資産額 70,197 円45銭

1株当たり当期純利益 1,345 円43銭

< 重要な後発事象に関する注記 >

該当事項はありません。

< その他の注記 >

(1) 資産除去債務に関する注記

当社は、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例及び沖縄県指令土57号に基づき、当石垣空港ビル敷地の原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来当空港ビルを移転する計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

独立監査人の監査報告書

令和3年5月21日

石垣空港ターミナル株式会社
取締役会 御中

田里公認会計士事務所

沖縄県沖縄市

公認会計士 田里 友治 ㊞

賀数会計事務所

沖縄県豊見城市

公認会計士 賀数 紀之 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石垣空港ターミナル株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であ

るかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査活動の適切性及び妥当性を評価いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人、田里友治氏及び賀数紀之氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月26日

石垣空港ターミナル株式会社

常勤監査役 明原秀利 ⑩

以上